

政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県が障害福祉サービス事業を行う施設から役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 22 日

富山県知事 新田 八朗

1 随意契約する事項

（1）役務の名称

富山県立黒部学園芝生・植栽管理業務

（2）役務の内容

- ① 芝生の管理（芝刈り、施肥、除草ほか）
- ② 低木の管理（低木剪定、生垣剪定、剪定枝処分ほか）
- ③ 樹木薬剤散布

（3）役務の提供を受ける期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 契約の相手方の選定の基準

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する障害福祉サービス事業を行う施設であること。
- ・役務の提供を受ける場所に所在する障害福祉サービス事業を行う施設であること。

3 契約の相手方を決定する方法

該当する障害福祉サービス事業を行う施設に見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。